

奈良県告示第七十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、香芝市から次のとおり大和都市計画事業五位堂駅前北第二土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年六月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 換地処分の年月日

平成二十七年五月二十一日

二 換地処分の内容

平成二十七年三月二十七日付け奈良県指令地デ推第一七一―一五号をもって認可した換地計画のとおり

三 町の名称の変更

新町の名称	現町の名称
すみれ野一丁目	瓦口（一部）、狐井（一部）、下田東三丁目（一部）
すみれ野二丁目	狐井（一部）、下田東三丁目（一部）